

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	青森県
登録教習機関の住所	青森県青森市長島 1 丁目 1 番地 1 号
代表者職氏名	青森県知事 宮下 宗一郎
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	青森県立むつ高等技術専門校 青森県むつ市文京町 31 番 1 号
行うことができる技能講習	木材加工用機械作業主任者技能講習
登録年月日	令和 7 年 9 月 24 日
登録の有効期間の満了日	令和 12 年 9 月 23 日
登録番号	第 229 号

令和 7 年 9 月 24 日

青森労働局長